

暮らしの相談

記載があるものを除き全て祝・休日を除きます。㊦は事前に予約が必要です。㊧は電話での相談も可能です。

相談	開催日	開催時間	相談会場	問い合わせ・予約先								
市民相談 ㊦ 市政への要望や生活上の困りごとなど	月・火・金曜日 ※4日(月)、5日(火)を除く	9時30分～14時30分 (受け付け14時まで)	市役所2階市民相談室	経営政策課 ☎㉔9121								
弁護士相談 ㊦	13日(水)、19日(火)、27日(水)	13時～16時	受付場所 市役所4階経営政策課	経営政策課 ☎㉔9121 相談は30分以内 予約開始 4日(月)8時30分～電話で。								
行政書士相談 交通事故(後遺症)、相続・遺言、離婚、成年後見	20日(水)	13時～16時	市役所6階601会議室	経営政策課 ☎㉔9121								
	1日(金)、8日(金)、15日(金)、28日(木)	13時～17時	市民活動センター2階									
	6日(水)	13時～16時	大野支所第31会議室									
	14日(木)	13時～16時	佐伯支所第2会議室									
相続・後見相談	10日(日)	13時～16時	あいプラザ	経営政策課 ☎㉔9121								
土地・建物 登記相談	21日(木)	13時～16時	市役所6階601会議室	経営政策課 ☎㉔9121								
税理士税務相談 ㊦ 所得税、相続税、贈与税など	6日(水)	13時～16時	市役所2階市民相談室	課税課 ☎㉔9113								
就業支援相談 ㊦	第2・4水曜日	12時30分～16時30分	市役所2階市民相談室	産業振興課 ☎㉔9140								
心配ごと相談 ㊦ 日常生活上の悩みごとや対人関係のもつれ、困りごとなど	火・金曜日 ※29日(水)は、28日(木)に変更	13時～16時	あいプラザ	廿日市市社会福祉協議会廿日市事務局(あいプラザ内) ☎㉔0783・㊦㉔1616								
	水曜日		同佐伯事務所(佐伯社会福祉センター内) ☎㉔0868・㊦㉔1005									
	第1～3水曜日		同吉和事務所(吉和福祉センター内) ☎㉔2883・㊦㉔2514									
	木曜日		同大野事務所(大野支所内) ☎㉔3294・㊦㉔3275									
	第1～3月曜日		同宮島事務所(宮島福祉センター内) ☎㉔42785・㊦㉔42661									
認知症介護相談 ㊦	12日(火)	13時30分～15時	あいプラザ	同宮島事務所(宮島福祉センター内) ☎㉔42785・㊦㉔42661								
認知症介護相談 ㊦	26日(火)	13時～16時	大野支所	※各事務所では、ボランティア相談、福祉総合相談も随時行っています								
司法書士法律相談 ㊦	13日(水)	13時～16時	あいプラザ									
障がいに関する総合相談 ㊦	月～金曜日	9時～17時	障がい福祉相談センター(あいプラザ内)	障がい福祉相談センター「きらりあ」 ☎㉔0224・㊦㉔0225								
教育相談 ㊦	月～金曜日	9時30分～16時30分	廿日市市子ども相談室 ☎㉔8061・㊦㉔8062									
		8時30分～17時15分	教育指導課いじめ対策グループ ☎㉔9223									
こどもいじめ110番 ㊦	月～金曜日	9時30分～16時30分		☎(0120)080110(通話料無料) ※受付時間外は留守番電話の対応になります								
高齢者の総合相談 ㊦ 介護予防や生活の中での困りごと、介護保険、虐待など	月～金曜日	8時30分～17時15分		地域包括支援センター(はつかいち) ☎㉔9158・㊦㉔1999 地域包括支援センターさいき ☎㉔2828・㊦㉔0415 佐伯さつき会よしわせせらぎ園 ☎㉔2377・㊦㉔2379 地域包括支援センターおおの ☎㉔0251・㊦㉔1307 いもせ聚楽会宮島ふれあい ☎㉔0250・㊦㉔0881								
生活困りごと相談 ㊦ 生活や仕事などの相談	月～金曜日	9時～17時	市役所1階生活福祉課	はつかいち生活支援センター ☎㉔4080								
子どもに関する定期巡回相談室 ㊦	13日(水)	10時～15時	あいプラザ	子育て支援課 ☎㉔9153 ※児童福祉司・児童心理士による相談								
家庭児童相談 ㊦ 要保護児童・虐待など	月～金曜日	8時30分～17時15分	市役所1階 子育て支援課	子育て支援課 ☎㉔9153 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189								
子育てに関する相談 ㊦	月～金曜日	8時30分～17時15分	廿日市子育て支援センター(あいプラザ内)	廿日市子育て支援センター ☎㉔1612・㊦㉔1613								
		10時～12時、13時～17時										
	土・日・祝・休日	9時～15時	大野子育て支援センター(深江保育園内)	大野子育て支援センター ☎㊦㉔0356								
電話育児相談 ㊦ 市内各保育園で実施	月～金曜日 13時～17時											
	保育園	電話	ファクス	保育園	電話	ファクス	保育園	電話	ファクス	保育園	電話	ファクス
	佐方	☎0858	☎5603	宮園	☎6126	☎3205	友和	☎0834	☎0672	いもせ	☎2051	☎2009
	廿日市	☎0112	☎1638	串戸	☎0970	☎5706	津田	☎0952	☎0939	梅原	☎1559	☎1558
	平良	☎1165	☎7521	地御前	☎0273	☎3262	吉和	☎2470	☎2460	丸石	☎2073	☎2010
	原	☎6135	☎1616	阿品台東	☎0618	☎6111	深江	☎0328	☎0356	鳴川	0827☎5571	0827☎5898
	宮内	☎0671	☎1636	阿品台西	☎0351	☎4031	池田	☎2026	☎2018			

施設の催し情報

木材利用センター ☎㉔2393

申し込み・問い合わせは、木材利用センターに電話をしてください。
開催場所は、3日の【出張教室】けん玉ペイントin桜まつり以外は全て木材利用センターです。
汚れても良い服装で来てください。
教室情報は、市ホームページにも掲載しています。

教室名	とき	参加費	定員	対象・内容
【出張教室】 けん玉ペイントin桜まつり(昭北グラウンド)	4月3日(日) 祭り時間内	1,500円	20人	誰でもペンやマジックで世界で一つのけん玉を作ります。
けん玉教室	4月10日(日) 10時～12時	300円	30人	園児(保護者付き)～一般向けけん玉先生によるレッスンです。
ハザイ教室	4月17日(日) 10時～12時	300円	15人	園児(保護者付き)～小学生向け端材で木工工作体験ができます。
けん玉教室	4月23日(土) 10時～12時	300円	30人	園児(保護者付き)～一般向けけん玉先生によるレッスンです。
けん玉ペイント教室	4月23日(土) 10時～11時	1,500円	10人	園児(保護者付き)～一般向けペンやマジックで世界で一つのけん玉を作ります。

リサイクルプラザ (エコセンターはつかいち内) ☎㉔0266

とき ①9時30分～12時
②13時30分～16時
参加費 各100円
定員 各10人
申込方法 各講座の受付開始日から、電話で。

講座名	とき	持ってくるもの	受付開始日
古い布から草履作り	4月14日(木) ①・②	はさみ、洋裁道具、物差し、鉛筆	4月7日(木)
和服からリフォーム ～作業衣・ベスト作り～	4月27日(水) ②	はさみ、洋裁道具(針・糸・裁ちばさみ)、物差し(30cm～)、鉛筆	4月20日(水)
サンドブラスト ～花瓶・ランプ作り～	4月28日(木) ①・②	お気に入りの瓶など ※参加費とは別に、カッティングシート代が大きさに応じて100円～必要です	4月21日(木)

BOAT RACE 宮島

4月 宮島競艇施行組合 ☎㉔1122

S	M	T	W	T	F	S
					1	②
③	④	⑤	⑥	⑦	8	9
10	11	12	⑬	⑭	⑮	⑯
⑰	⑱	19	20	21	22	23
24	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕

○: レース開催日 ■: 場外発売

4月のおはなし会

	ところ	とき	対象
小さい子のためのおはなし会	はつかいち市民図書館	1日(金)、15日(金) ①10時30分～ ②11時～	乳幼児
おはなし会	はつかいち市民図書館	9日(土)、23日(土) 11時～	幼児～ 小学校低学年
	大野図書館	23日(土) 14時～	
	さいき図書館	9日(土) 10時30分～	
ストーリーテリング	はつかいち市民図書館	今月はありません	幼児～大人

図書館

図書館	開館時間	4月の休館日
はつかいち市民図書館 ☎㉔0333	月～金曜日 9時～19時 土・日・祝・休日 10時～18時	28日(木)～30日(土)
大野図書館 ☎㉔1120	10時～18時	月曜日、28日(木)
さいき図書館 ☎㉔1011	10時～18時	

消費生活

相談内容

1カ月前に賃貸アパートから引っ越した。その後、そのアパートの管理会社から原状回復費用の請求が来た。賃貸借契約書の特記事項に「賃借人は退去時にルームクリーニング代とエアコンクリーニング代を負担する」と記載してあったので、その請求には応じることができない。
しかし、クリーニング代以外にリビングのクロスや壁紙の張り替え費用も請求されていて、合計8万円となり、敷金6万円は返金されず追加で2万円支払わなければならない。管理会社に請求の根拠を聞いてもあいまいな返事ばかりで納得できない。

アドバイス

(20歳代 女性)

相談者には、国土交通省が作成した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を説明し、契約の相手方である家主と交渉してはどうかと助言しました。

賃貸住宅を契約する際は、契約書の内容をよく確認し、退去時の費用負担などを定めた特記事項(特約事項)にも注意しながら、慎重に契約しましょう。

また、入居の際は、退去時との比較のため入居時の日付入り写真を撮っておきましょう。退去時は、できる限り、家主、管理会社、仲介業者などの立ち合いの下で部屋の現状を確認し、やりとりのメモ、日付入り写真を証拠として残しておくようにしてください。退去後に示された原状回復費用の内訳に関して不明な点があれば、家主側に十分な説明を求めましょう。家主側との話し合いによる解決が難しい場合、民事調停や少額訴訟などの手続きもあります。困ったときは、廿日市市消費生活センターへ相談してください。

(広島県環境県民消費生活課発行「暮らしのフレッシュ便」平成28年2月号より)

消費生活相談 ☎㉔1841

とき 月～金曜日
(祝・休日を除く)
9時～12時、
13時～16時
ところ 廿日市市
消費生活センター
(市役所6階
産業振興課内)